

募集中



奈良市では、健康増進法第25条の規定による受動喫煙防止対策の普及啓発を図るとともに、喫煙による健康への影響を防ぎ、たばこによる健康被害のないまちづくりの推進を目的として、終日全面禁煙を実施している施設を募集・登録しています。

禁煙おもてなし施設のイメージ



禁煙おもてなし施設
ステッカー

終日禁煙の店舗・施設



奈良市



申込み

登録
ステッカー等配布

市民・観光者

利用

禁煙標示

施設の周知



登録方法については裏面

<登録について>

登録対象施設

市内の飲食店、小売業・サービス業店舗、公共交通機関等、福祉施設、宿泊施設、体育施設・娯楽施設、金融機関、社会教育施設・文化施設、事務所・会社等、公衆浴場、その他多数の者が利用する施設

登録要件

各禁煙区分別に、以下に掲げる項目をすべて満たしている施設を登録します。

区分Ⅰ：敷地内禁煙

- ・敷地内（建物を含む）が全て終日禁煙である。（従業員用スペース等含む）
- ・敷地内（建物を含む）が全て終日禁煙であることを標示している。
- ・敷地内（建物を含む）に終日灰皿等を設置していない。

区分Ⅱ：建物内禁煙（建物全体）

- ・建物全体が終日禁煙である。（従業員用スペース等含む）
- ・建物全体が終日禁煙であることを標示している。
- ・建物全体に終日灰皿等を設置していない。
- ・建物の出入口付近に終日灰皿等を設置していない。

区分Ⅲ：建物内禁煙（テナント等建物の一部）

- ・テナント等の内が終日禁煙である。（従業員用スペース等含む）
- ・テナント等の内が終日禁煙であることを標示している。
- ・屋内の共用部分からテナント等の内にたばこの煙・臭いが入らない。
- ・テナント等の内に終日灰皿等を設置していない。
- ・テナント等の出入口付近に終日灰皿を設置していない。

登録方法等

登録を希望する施設の代表者は、奈良市健康医療部保健所医療政策課に施設名、禁煙区分等を申請していただきます。保健所は、提出書類及び聞き取りにおいて確認した後、要件を満たしている場合は、登録通知書・ステッカーを交付し、ホームページ等に「禁煙おもてなし施設一覧」として掲載いたします。

連絡先；奈良市健康医療部保健所 医療政策課医療政策係
電 話 0742-93-8392
FAX 0742-34-2482

申請書送付先

〒630-8122

奈良市三条本町 13 番 1 号

奈良市健康医療部保健所医療政策課

「奈良市禁煙おもてなし施設登録申請書」在中